

河川整備基本方針と河川整備計画

令和 8 年 9 月 9 日
宮崎河川国道事務所

- 平成9年に河川法が改正され、「**河川整備基本方針**（長期的な河川整備の方針）」と「**河川整備計画**（当面の具体的な整備の計画）」を策定することとなった。

河川整備計画

①河川整備の目標

20～30年後の河川整備の目標を明確にする。

②河川整備の実施に関する事項

個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする。

河川整備基本方針

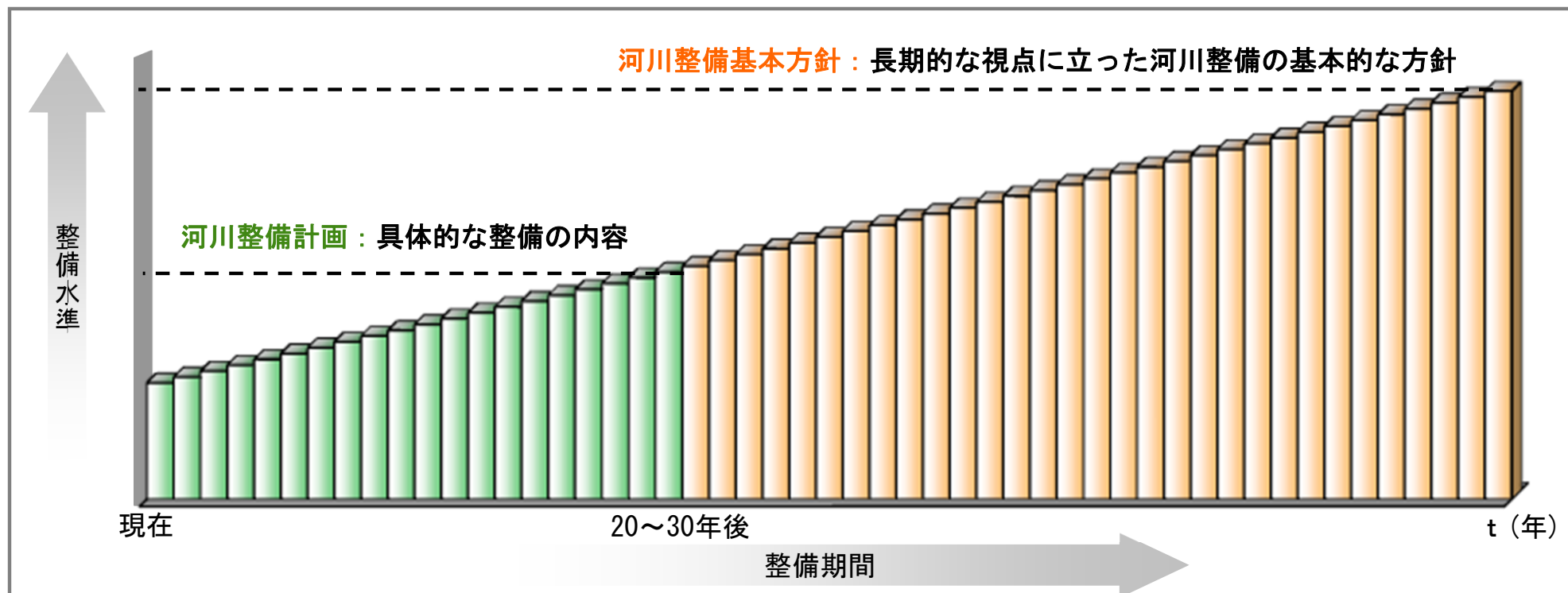
①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

長期的な視点に立った河川整備に関する基本方針を決定。

②河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述。

河川整備計画における段階的な整備にあたっての目標イメージ図



河川整備の実施

大淀川水系河川整備基本方針 策定（平成15年2月）

大淀川水系河川整備計画 策定（平成18年3月）

大淀川水系河川整備基本方針 変更（平成28年7月）

大淀川水系河川整備計画 変更（平成30年6月）

大淀川水系河川整備基本方針 変更（令和7年12月）

大淀川水系河川整備計画 変更（予定）

大淀川水系流域委員会

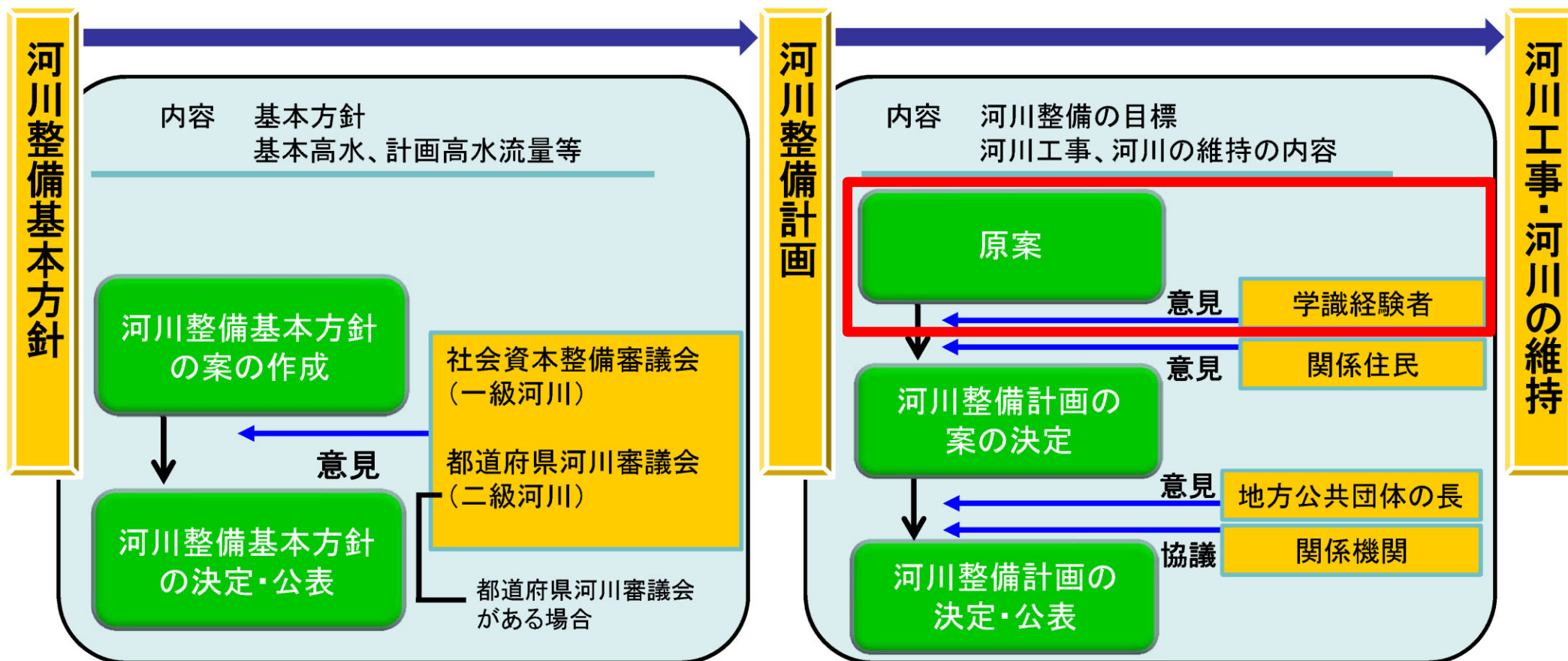
（平成14年12月
～平成18年3月）

全16回開催

学識者懇談会
（平成25年12月～）

- ・整備計画に変更原案について意見を述べる。
- ・整備進捗に伴う整備計画の点検
- ・事業評価に関する審議

➤ 河川法第16条に基づき、河川整備計画の案を作成するにあたり、学識経験者より意見を伺うものである。



(河川整備計画)

第十六条の二

- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。